

IV. 子育て支援課

1-1 子育てサービス

1-1-1 子ども総合窓口運営

子育て環境が多様化、複雑化している状況の中で、子どもの成長過程に応じた切れ目のない支援を充実させ、孤立感や養育不安を解消することを目的とし、子育て家庭のニーズに応じたきめ細やかなサービスや情報の提供などを行う。

○窓口受付の対応の向上

子ども総合窓口は、子育てに関するサービスの総合窓口として、平成16年4月に開設した。

保育園の申し込みや児童関連手当など各種手続きの受付をワンストップで行うとともに、子育て手続きに関連したお話を伺い、適切な相談機関につないでいるほか、各種の情報やサービスの提供などを行っている。

平成28年10月から開始した窓口業務委託では顧客対応の迅速化を図っており、また、子育てコンシェルジュについても、潜在的な利用者ニーズを把握し、適切なサービス情報の提示や担当案内等を進め顧客対応の向上を目指している。

- 申請手続等 ①保育園・幼稚園の入園、在園中の手続き
②児童手当、子どもの医療費助成
③一時保育などの子育てサービスの利用
④母子家庭等自立支援給付などのひとり親家庭支援
⑤私立幼稚園等保護者補助
⑥妊娠届、母子健康手帳の交付 など

相談 子育て手続きに関連したお客様のお話を伺い、相談内容に応じた適切な窓口へとつなぐ。

- 情報提供 ①子育てに関する講座やイベント
②子どもの施設や子育てサービスの制度の紹介や利用の案内 など

窓口利用者実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延人数（人）	15,751	16,099	19,204

○情報発信による子育て支援

「なかの子育て応援メール」登録者に対し、子育てに対する負担や不安、孤立感解消を目的に、妊娠期や出産後の乳幼児の月齢に応じた適切なアドバイスや区の子育てに関する支援情報を配信している。子育て世帯のニーズに応えるため令和3年8月1日からLINE配信を開始した。

（事業実績）

登録件数 2,887件（令和7年3月31日時点）

配信回数 月齢・年齢に応じて毎日から月4～6回

1-1-2 一時的な預かりサービス

○一時保育

乳幼児を養育している保護者が一時的に保育できない時、他に保育する者がいない場合に保護者に代わって日中の保育を行う。なお、利用要件により、「短期特例保育」「一時保育」の2種類がある。

- 1 実施方法 ①専用室型保育園 区立直営園（2園）・私立保育園等（14園）（私立保育園等は補助事業）
②欠員利用型保育園（専用室型区立直営園を除く区立直営園8園）

2 一時保育

- （1）対象者 区内在住の生後57日～小学校就学前の健康な児童
（2）利用要件 ①保護者が育児疲れを解消する場合
②保護者がボランティア活動に参加する場合
③保護者が就職活動をする場合
④引越し等で児童がいると危険な場合
⑤保護者が冠婚葬祭に出席する場合
⑥その他、一時保育が必要と判断される場合
（3）保育時間 午前9時～午後5時
（4）利用可能日 祝・休日、年末年始を除く月～土曜日
（5）利用期間 月5日以内（区立保育園は全園合わせて月5日）
（6）利用申請 事前に利用登録（中野区公式LINE）を行ったうえで、中野区公式LINEで申請。
※私立保育園等は、園の自主事業として実施のため、直接園に利用登録・申請
（7）利用料金 1時間あたり650円（私立保育園等は園により異なる）

3 短期特例保育

- （1）対象者 区内在住の生後57日～小学校就学前の健康な児童
（2）利用要件 ①保護者が病気、出産等で入院する場合
②保護者が親族の入院のため付き添い看護をする場合
③保護者が死亡、行方不明等で不在になった場合
④保護者が災害復旧に従事する場合
⑤その他、短期特例保育が必要と判断される場合
（3）保育時間 基本時間 午前8時30分～午後5時
延長時間 午前7時30分～午前8時30分、午後5時～午後6時
※欠員利用型保育園の延長時間については、1歳以上の児童のみ対応
（4）利用可能日 祝・休日、年末年始を除く月～土曜日 ※欠員利用型保育園は土曜日の利用不可
（5）利用期間 原則として1か月以内
（6）利用申請 利用開始日の前日正午までに利用要件のわかる書類を持参し、区役所3階子ども総合窓口または各すこやか福祉センターで申請

利用料金

区 分	利用料金（円）
生活保護世帯、家庭的保育事業利用世帯、裁判員制度等対象世帯	0
前年分所得税非課税・前年度分住民税非課税世帯	0
前年分所得税非課税・前年度分住民税課税世帯	600
前年分所得税課税世帯	1,200

※延長時間は1時間あたり250円。ただし、裁判員制度等での利用の場合は0円
給食代300円、おやつ代100円程度は別途

一時保育実施施設

令和7年（2025年）5月1日現在

区 分	施設数	名 称 ・ 所 在 地
区立保育園 (直営)	10 か所	「巻末資料7子ども関連施設〇区立保育園一覧」のとおり
私立保育園等 【一時保育室がある 保育園等のみ実施】	14 か所	アートチャイルドケア中野南台森の保育園 中野区南台 5-15-5
		橋場そらとみどりの保育園大きなうち 中野区中央 4-18-19
		陽だまりの丘保育園 中野区東中野 5-17-3
		桃が丘さゆり保育園 中野区中野 3-19-13
		中野りとりぱんぷきんず 中野区新井 4-10-10
		沼袋西保育園 中野区沼袋 3-14-11
		七海保育園 中野区大和町 4-12-10
		田中ナースリー大和保育園 中野区大和町 4-42-4
		聖ピオ保育園 中野区白鷺 1-15-15
		わらべ西鷺宮保育園 中野区鷺宮 5-22-14
		やよいこども園 中野区弥生町 1-58-14
		なかよしの森こども園 中野区江古田 4-16-13
		なかのこども園 中野区野方 1-10-2
		江古田こころ保育園 中野区江古田 1-11-5

利用実績（令和6年度）

区 分	利用施設数 (か所)	延 利 用 人 数 (人)		
		短期特例保育	一時保育	合 計
私立保育園等	14	717	4,049	4,766
区立園（専用室有）	2	171	1,137	1,308
区立園（欠員利用型）	7	0	55	55
合 計	23	888	5,241	6,129

利用実績

(単位：人)

年 度	延 利 用 人 数		合 計
	短期特例保育	一時保育	
令和4年度	616	5,119	5,735
令和5年度	704	5,809	6,513
令和6年度	888	5,241	6,129

事業開始 昭和51年（一時保育としての事業開始は平成17年度開始）

根拠法規 中野区一時保育事業実施要綱 中野区一時保育事業費補助金交付要綱 東京都一時預かり事業実施要綱

○病児・病後児保育

児童が病気の回復期または回復期に至らない状態のため集団保育等が困難な時期に、専用保育室のある施設において一時的に預かることにより、子育てと就労等の両立を支援する。

1 実施方法 委託により実施

(1) 病児保育 総合東京病院 ※令和7年7月より新たな施設を開設予定

(2) 病後児保育 仲町保育園病後児保育室、聖オディリアホーム乳児院

2 対象者 生後6か月（病児は満1歳）～小学校就学前までの以下の利用要件全てに該当する児童

3 利用要件

(1) 区内在住の児童、または区外在住で区内の認可保育園・認定こども園（第2号・第3号認定）に通園している児童

(2) 医療機関による入院加療の必要が無く、症状の急変の恐れが無い（病児）または安静の確保に配慮する必要がある（病後児）

(3) 病児保育または病後児保育の利用が可能であると医師が認めている

(4) 保護者が勤務の場合、病気・出産等により入通院、家族の介護等の理由により、家庭で育児を行うことが困難であり、かつ他に育児を行う者がいない

4 利用可能日 祝・休日、年末年始を除く月～金曜日

5 保育時間 (1) 総合東京病院 午前9時～午後5時
(2) 仲町保育園病後児保育室 午前8時～午後6時
(3) 聖オディリアホーム乳児院 午前8時30分～午後6時

6 利用期間 1回の利用で、原則として7日間まで

7 利用定員 (1) 総合東京病院 1日3人
(2) 仲町保育園病後児保育室 1日6人
(3) 聖オディリアホーム乳児院 1日2人

8 利用申請 事前に利用登録を行ったうえで、利用の際は直接施設に申請
※利用にあたっては医師連絡票が必要

利用料金

区 分	利用料金（円）
前年度分住民税非課税世帯・生活保護世帯	0
前年分所得税非課税世帯	1,000
前年分所得税課税世帯	2,000

利用実績

（単位：日）

年 度	病児保育延利用日数	病後児保育延利用日数
令和4年度	26	313
令和5年度	70	284
令和6年度	107	182

※病児保育事業は令和2年5月13日から令和4年9月末まで休止

事業開始 乳児院への委託 平成15年6月

仲町保育園病後児保育室 平成18年10月

（平成26年4月直営から委託へ変更、令和3年4月から民間施設を賃貸借して実施）

総合東京病院への委託 平成29年5月

根拠法規 中野区病児・病後児保育事業実施要綱、東京都病児保育事業実施要綱

○年末保育

保護者が就労、親族の介護・看護、その他やむを得ない事情により、年末に児童の保育が困難となり、かつ、同居の親族の中に当該児童を保育する者がいない場合、当該児童の保育を実施し、子育てを支援する。

- 1 実施方法 毎年度区内4か所の認可保育所等で実施。実施園は年度により異なる
(公設民営園、私立保育園等は委託により実施)
- 2 対象者 12月30日現在で、次のいずれかに該当し、健康で集団保育が可能な未就学児
(1) 区内在住で、認可保育所・認証保育所・認定こども園(第2号・第3号認定)・地域型保育事業(認可小規模保育事業・認可家庭的保育事業)を利用している、生後8か月以上の児童
(2) 区外在住で、区内の認可保育所・認定こども園(第2号・第3号認定)を利用している生後8か月以上の児童
(3) 上記(1)以外で、区内在住の満1歳以上の児童
- 3 利用要件 保護者が年末に、就労、親族の介護・看護、冠婚葬祭などの事情で家庭において保育が困難な場合
- 4 保育時間 午前7時15分～午後6時15分
- 5 利用期間 12月29・30日(曜日に関係なく毎年2日間実施)
- 6 利用定員 各施設とも29日は35人(うち0歳児5名)程度、30日は25人(うち0歳児は3名)程度
(定員超過の場合、抽選)
- 7 利用申請 申込期間中に、年末保育利用申込書を持参し、区役所3階子ども総合窓口で申請(郵送・電子申請も可)
- 8 利用料金 児童1人1日あたり3,000円(ひとり親世帯は半額)

令和6年度実施園

コンビプラザ宮の台保育園、アルテ子どもと木幼保園、なかのこども園、七海保育園
利用実績

年 度	延 利 用 人 員 (人)		合 計 (人)
	12月29日	12月30日	
令和4年度	74	48	122
令和5年度	53	33	86
令和6年度	12	16	28

事業開始 平成13年度

根拠法規 中野区年末保育事業実施要綱

1-1-3 ファミリー・サポート事業

子育ての援助を行いたい区民等と、子育ての援助を受けたい区民が会員となり、仕事や急な用事で児童の世話ができない時に、会員相互が助け合いながら子育てをする相互援助活動。

- 1 実施方法 中野区社会福祉協議会への委託により実施。中野区社会福祉協議会が事務局として、会員の登録や相互援助活動の調整などを行う。
- 2 対象者
(1) 利用会員 区内在住で0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子どもの育児の援

助を受けたい者

(2) 協力会員 区内または近隣区在住か、区内に在勤・在学の20歳以上で子育ての援助をしたい者

(3) 両方会員 利用会員は同時に協力会員として活動することも可能

※会員になるには、事務局が開催する登録講習会への参加が必要

3 活動内容

(1) 一般援助活動 ①保育園等の開閉所時間前後の預かり

②保育園等への送迎

③仕事の都合、急な用事、リフレッシュ、通院、児童の習い事への送迎など臨時的な預かり

(2) 特別援助活動 ①病児の預かり（預かりに伴う迎え含む）

②緊急時の預かり（預かりに伴う送迎含む）

4 利用料金

(1) 一般援助活動 月～金曜日の平日 1時間あたり800円

土・日・祝日、年末年始 1時間あたり1,000円

※一般援助活動のみの利用は、年会費無料

(2) 特別援助活動 1時間あたり1,200円

年会費3,000円（児童育成手当受給世帯は1/2減額）

利用実績

年 度	援助活動 回数（回）	講習会等 参加人数 （人）	事業説明会 参加人数 （人）	協力会員数 （人）	利用会員数 （人）	両方会員数 （人）
令和4年度	5,278	189	342	192	1,480	55
令和5年度	5,006	150	374	183	1,368	42
令和6年度	5,335	124	331	145	1,183	22

事業開始 一般援助活動 平成11年9月

特別援助活動 平成21年4月

根拠法規 中野区ファミリー・サポート事業実施要綱

1-1-4 子育て家庭ホームヘルプサービス

子育て家庭が社会の一員として安心・安全に、かつ自立した生活を営み、児童が健全に成長できるよう支援する。

1 実施方法 家政婦紹介所等への委託により実施

2 対象

区内在住で小学生以下の児童を扶養している家庭

3 利用要件

(1) 保護者または、同居の祖父母の傷病のため、児童の世話その他日常生活に支障がある場合

(2) 児童が傷病のため、自宅療養する場合で、保護者の勤務等により看護できない場合

(3) 保護者が親族等の冠婚葬祭に出席するため、児童の世話ができない場合

(4) 保護者が休日勤務等のため、児童の世話ができない場合

(5) その他（特に必要があると認める場合）

※(3)(4)(5)はひとり親家庭の場合

- 4 利用時間 午前7時～午後10時の範囲内（利用要件により、2時間以上11時間以内）
- 5 利用可能日 派遣可能なヘルパーがいる場合、年間を通じて利用可能
- 6 利用申請 事前に利用登録を行ったうえで、利用の際は直接事業者へ申込む
- 7 利用料金 所得や住民税課税状況に応じて1時間あたり0～1,250円
- 8 その他 児童の病気が感染症であったり、家庭の中に感染性の疾病にかかっている方がいる場合、利用できない。

なお、派遣可能なヘルパーが見つからない場合は、利用できないこともある。

利用実績 ()内はひとり親家庭の数

年 度	登録世帯数（世帯）	延派遣日数（日）	延派遣時間（時間）
令和4年度	48（18）	4（4）	24.0（24.0）
令和5年度	52（22）	22（20）	119.0（115.0）
令和6年度	65（19）	38（8）	143.0（45.5）

事業開始 平成7年4月

根拠法規 中野区子育て家庭ホームヘルプサービス事業運営要綱

1-1-5 ベビーシッター利用支援（一時預かり利用支援）

未就学児を自宅で保育する家庭への支援として、日常生活上突発的な事情、社会参加等によりベビーシッターを利用した際の保育料を助成する。

1 対象

区内在住で未就学児を保育する保護者

（令和6年9月以前においては当該児童が、認可保育所等、認定こども園・幼稚園・認証保育所に在籍している場合を除く）

2 補助要件

保護者が、下記いずれかの事情により東京都が年度ごとに定めるベビーシッター事業者を利用したとき

- （1）日常生活上の突発的な事情、社会参加等により、一時的に保育を必要とするとき
- （2）育児不安などで、ベビーシッターを活用した共同保育を必要としたとき

3 利用時間 24時間

4 利用可能日 通年

5 利用申請 利用者が実績に基づき償還払請求を行う

6 助成料金

午前7時～午後10時 1時間あたり2,500円（上限）
午後10時～午前7時 1時間あたり3,500円（上限）

7 利用上限

児童一人あたり 年間144時間
（双子などの多胎児の場合は、児童一人あたり年間288時間）

8 その他 以下の保護者等は対象外

- （1）東京都ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）利用可能者
- （2）保育認定を受け入園待機となっている0歳児から2歳児の保護者及び育児休業満了者
- （3）教育・保育の無償化施設等利用申請が可能な者
- （4）施設等利用給付認定（第2号認定・第3号認定）を受けている0歳児から5歳児の保護者

なお、令和6年10月より、上記対象外の保護者も対象に含め、対象者を「区内在住で未就学児を保育する保護者」に拡充した。

利用実績

年 度	延べ助成件数（件）	延利用時間数（時間）	
		午前7時～午後10時	午後10時～午前7時
令和4年度	141	3,232	7
令和5年度	477	15,753	57
令和6年度	1,057	30,915	282

事業開始 令和4年10月

根拠法規 中野区ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)補助金交付要綱

1-2 児童手当

1-2-1 児童手当

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している方に児童手当を支給することで、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給する手当。

1 対象者 18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童を養育する者

2 手当額

(1) 児童1人につき月額 3歳未満 15,000円、3歳以上小学校修了前 10,000円、中学生 10,000円、中学生修了後～18歳年度末まで 10,000円

(2) 児童1人につき月額第3子以降 30,000円

令和6年度支給実績 延児童数 306,137人

対 象	手当額 (円)	
3歳未満	15,000	-
3歳以上小学校修了前	10,000	第3子以降 15,000
中学生	10,000	-
特例給付	5,000	-
所得制限	あり	

※令和6年9月分まで

対 象	手当額（円）	
3 歳未満	15,000	第 3 子以降 30,000
3 歳以上小学校修了前	10,000	
中学生	10,000	
中学生修了後～18 歳年度末まで	10,000	
特例給付	－	

※令和6年10月分から

事業開始 昭和47年1月

根拠法規 児童手当法、児童手当法施行細則

1-2-2 児童育成手当

ひとり親家庭の児童（育成手当）、又は障害をもった児童（障害手当）に対して児童育成手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とし、区条例に基づき支給する手当。

1 手当を受けられる人

区内に住所があり、次の児童を扶養している父母もしくは養育者で、前年の所得が所得限度額未満の者

(1) 育成手当 18歳到達の年度末までの児童で、次のいずれかの状態にある児童

①父母が離婚した児童

②父または母が死亡した児童

③父または母が重度の障害（身体障害者手帳1・2級）を有する児童

④父または母が生死不明である児童

- ⑤父または母に1年以上遺棄されている児童
 - ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
 - ⑦父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
 - ⑧母が婚姻によらないで出生した、父と生計を同じくしていない児童
- (2) 障害手当 20歳未満で、障害があり、その程度が次のいずれかに該当する児童
- ①「愛の手帳」1・2・3度程度の児童
 - ②「身体障害者手帳」1・2級程度の児童
 - ③脳性麻痺または進行性筋萎縮症の児童

2 手当額

- (1) 育成手当 児童1人につき月額13,500円
- (2) 障害手当 児童1人につき月額15,500円

令和6年度支給実績

区 分	手当額(円)	延児童数
育成手当	13,500	22,514
障害手当	15,500	1,288
合 計		23,802

事業開始 昭和49年6月

根拠法規 中野区児童育成手当条例

中野区児童育成手当条例施行規則

1-2-3 児童扶養手当

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給する手当。

1 手当を受けられる人

区内に住所があり、次のいずれかに該当する18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童（一定以上の障害の状態にある場合は20歳未満）を監護している母又は監護しかつ生計を同じくする父、もしくは父母に代わってその児童を養育している方で、前年の所得が所得限度額未満の者

※扶養義務者（同居）の所得制限あり

- ①父母が離婚した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障害（身体障害者手帳1・2級程度）を有する児童
- ④父または母が生死不明である児童
- ⑤父または母に1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで出生した、父と生計を同じくしていない児童

2 手当額

- (1) 児童1人の場合 所得額に応じ月額46,690円（全額支給）、46,680円～11,010円（一部支給）
- (2) 児童2人目以降の1人あたりの加算額 所得額に応じ月額11,030円（全部支給）、11,020円～5,520円

- ⑤父または母に1年以上遺棄されている児童
 - ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
 - ⑦父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
 - ⑧母が婚姻によらないで出生した、父と生計を同じくしていない児童
- (2) 障害手当 20歳未満で、障害があり、その程度が次のいずれかに該当する児童
- ①「愛の手帳」1・2・3度程度の児童
 - ②「身体障害者手帳」1・2級程度の児童
 - ③脳性麻痺または進行性筋萎縮症の児童

2 手当額

- (1) 育成手当 児童1人につき月額13,500円
- (2) 障害手当 児童1人につき月額15,500円

令和6年度支給実績

区 分	手当額(円)	延児童数
育成手当	13,500	22,514
障害手当	15,500	1,288
合 計		23,802

事業開始 昭和49年6月

根拠法規 中野区児童育成手当条例

中野区児童育成手当条例施行規則

1-2-3 児童扶養手当

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給する手当。

1 手当を受けられる人

区内に住所があり、次のいずれかに該当する18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童（一定以上の障害の状態にある場合は20歳未満）を監護している母又は監護しかつ生計を同じくする父、もしくは父母に代わってその児童を養育している方で、前年の所得が所得限度額未満の者

※扶養義務者（同居）の所得制限あり

- ①父母が離婚した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障害（身体障害者手帳1・2級程度）を有する児童
- ④父または母が生死不明である児童
- ⑤父または母に1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで出生した、父と生計を同じくしていない児童

2 手当額

- (1) 児童1人の場合 所得額に応じ月額46,690円（全額支給）、46,680円～11,010円（一部支給）
- (2) 児童2人目以降の1人あたりの加算額 所得額に応じ月額11,030円（全部支給）、11,020円～5,520円

円（一部支給）

令和6年度支給実績

区 分		手当額（円）	延受給者
全額支給	1 人目	45, 500	6, 548
	2 人目（※以降）の加算	10. 750	
一部支給	1 人目	45, 490～10, 740	4, 398
	2 人目（※以降）の加算	10, 740～5, 380	
※令和 6 年 11 月制度改正。令和 6 年 10 月までは、3 人目以降一人につき 6, 450 円（全額支給）6, 440 円～3, 230 円（一部支給）加算。制度改正後は 2 人目に係る加算額と同額。			

事業開始 昭和37年1月

根拠法規 児童扶養手当法

中野区児童扶養手当法施行細則

1-2-4 特別児童扶養手当

精神または身体に中程度以上の障害を有する児童を養育する父母もしくは養育者に手当を支給することにより、障害児の福祉の増進・生活の向上に寄与する。支給に関する事務について、区が一部委任されており、認定は都知事が行うが、窓口は区となっている。

1 手当を受けられる人

精神または身体に中程度以上の障害を有する20歳未満の児童を扶養している父母もしくは養育者で前年の所得が所得限度額未満の者

※扶養義務者（同居）の所得制限あり

2 手当額

① 1級認定 1人につき月額56,800円

② 2級認定 1人につき月額37,830円

3 手当受給者数 155人（令和7年3月31日現在）

事業開始 昭和39年7月

根拠法規 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

1-2-5 実質ひとり親家庭への子育て支援給付金

離婚成立前から実質的にひとり親家庭となった家庭に対し、原則離婚成立が要件となる児童扶養手当の申請ができない間、金銭給付を行い、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

1 給付金を受けられる人

日本国内に住所があり、出生から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童を扶養する中野区に住所がある離婚調停または離婚訴訟（裁判）中の父母で所得制限額未満の者

※配偶者、実父母、義父母のいずれかの方と同居している場合は対象外

※扶養義務者（同居）の所得制限あり

2 支給額

児童1人につき100,000円

事業開始 令和5年6月

根拠法規 中野区実質ひとり親家庭への子育て支援給付事業実施要綱

令和6年度支給実績

手当額（円）	支給世帯数	延児童数
100,000	10	18

1-3 子ども医療助成

1-3-1 子ども医療費助成

0歳から18歳（18歳に達した日以降の最初の3月31日までの子ども）までのお子さんの保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の自己負担分（食事療養標準負担額を除く）を助成している（医療証を発行し、その医療証を医療機関等の窓口健康保険証と一緒に提示することにより助成）。

1 対象者

18歳に達した日以降の最初の3月31日までの子どもを養育している保護者で、次の要件を満たす者

- ①子どもが区内に住所を有すること
- ②子どもが健康保険制度に加入していること

※対象とならない者

- ・子どもが生活保護を受けている者
- ・子どもが児童福祉施設（母子生活支援施設を除く）などに入所している者

2 助成の範囲

保険診療の自己負担分。

※食事療養標準負担額は除く。

支給実績

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助成件数（件）	527,312	675,472	688,105
受給者数（人）	31,676	36,487	36,884

事業開始 昭和47年10月（平成27年7月13日改正）

根拠法規 中野区子どもの医療費の助成に関する条例

中野区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

1-3-2 ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等の保健の向上及び福祉の増進を図るため、医療費の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律に準じた一部負担金及び食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く）を助成している（医療証を発行し、その医療証を医療機関等の窓口健康保険証と一緒に提示することにより助成）。

1 対象者

ひとり親家庭等の児童（18歳になった年の年度末まで、一定の障害がある者は20歳の誕生日の前日まで）とその児童を扶養している父または母、あるいは養育者で次の要件を満たす者

- ①区内に住所を有すること
- ②健康保険制度に加入していること

※対象とならない者

- ・生活保護を受けている者
- ・児童が児童福祉施設（母子生活支援施設を除く）などに入所している者
- ・申請者及び扶養義務者の所得が、次表の額以上の者

所得基準額

(単位：千円)

	扶養親族数			
	0 人	1 人	2 人	1 人増ごとに
申請者	2,080	2,460	2,840	380 加算
扶養義務者	2,360	2,740	3,120	380 加算

※令和 7 年 3 月 31 日現在（対象は令和 5 年中の所得金額）

2 助成範囲

保険診療の自己負担分。

※住民税課税世帯は高齢者の医療の確保に関する法律に準じた一部負担金及び食事療養標準負担額または生活療養標準負担額を除く。非課税世帯は食事療養標準負担額または生活療養標準負担額を除く。

ひとり親家庭等医療費の助成件数

(単位：件)

年 度	総数	内訳	
		現物給付	現金給付
令和 4 年度	20,025	18,672	1,353
令和 5 年度	17,776	16,785	991
令和 6 年度	16,912	15,857	1,055

ひとり親家庭等医療受給者数

年度	世帯数 (世帯)	内訳			人数(人)	内訳		
		母子家庭	父子家庭	養育者 家庭		母子家庭	父子家庭	養育者 家庭
令和 4 年度	925	886	39	0	1,357	1,297	60	0
令和 5 年度	898	857	41	0	898	857	41	0
令和 6 年度	872	830	38	4	873	831	38	4

事業開始 平成 2 年 4 月（平成 27 年 7 月 13 日改正）

根拠法規 中野区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

中野区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

1-3-3 出産・育児支援の推進

○サポートファイルの全出生児への配布

すこやか福祉センターの 3・4 か月児健康診査で、子どもの成長を楽しみながら記録し、気になることがある時には相談機関がわかるサポートファイルを配布している。

○不妊相談支援事業

妊娠を望む区民や不妊に悩む区民に対し、専門的な相談及び情報交換の機会を提供する。

・不妊専門相談

妊娠や不妊等について、産婦人科医へ個別相談する。

事業実績

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
相談人員(人)	26	25	19

・ほっとピアおしゃべり会

不妊体験のあるピアカウンセラーを交え、情報交換を行う。

事業実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加人員（人）	13	10	9

○妊娠相談保健指導事業

妊娠を望む区民に対し、産婦人科医又は泌尿器科医が、妊娠及び不妊について保健指導を行う。

事業実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指導件数（件）	10	9	5

事業開始 サポートファイルの全出生児への配付 平成25年6月

不妊相談支援事業 平成29年7月

妊娠相談保健指導事業 平成29年6月

根拠法規 母子手帳の交付：母子保健法第9条、第10条、第15条、第16条、
中野区母子保健法施行規則第3条

妊娠相談保健指導事業：中野区妊娠相談保健指導事業実施要綱

1-3-4 母子保健医療助成

母子保健医療は、乳幼児や妊産婦の疾病や障害について、その医療費等を助成することにより母子の健康の保持、増進を図る。相談、申請の受理等は各すこやか福祉センター及び子ども総合窓口で実施。

○養育医療給付

医師が入院養育を必要と認めた未熟児に対して、指定医療機関において必要な医療の給付を行っている（所得に応じて一部自己負担あり）。

対象者

指定養育医療機関に入院し、次の①又は②に該当する中野区在住の新生児

①出生時体重が2,000グラム以下のもの

②生活力が薄弱であって、運動不安・けいれん、チアノーゼ、呼吸数の異常、嘔吐、血性吐物・血性便、強い黄疸等の症状を示すもの

給付実績

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
給付認定者数（人）	69	67	70
給付件数（件）	160	223	202

※給付件数は、給付認定者の診療延月数、年度は前年度の3月から当該年度の2月まで

○自立支援医療（育成医療）給付

体に障害のある18歳未満の児童、又は現存する疾患を放置すると将来障害を残すおそれのある18歳未満の児童に対し、指定医療機関において機能の回復に必要な医療の給付を行っている（所得に応じて一部自己負担あり）。

《対象となる障害区分》

- ①肢体不自由 ②視覚障害 ③聴覚・平衡機能障害 ④音声・言語・そしゃく機能障害
 ⑤心臓障害 ⑥腎臓、呼吸器障害 ⑦小腸機能障害 ⑧肝臓機能障害
 ⑨その他の先天性内臓機能障害 ⑩ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

給付実績

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
給付認定者数(人)	2	0	0
給付件数(件)	12	2	2

※給付件数は、給付認定者の診療延月数、年度は前年度の3月から当該年度の2月まで

○療育給付

骨関節結核、又はその他の結核にかかっている18歳未満の児童に対し、指定医療機関に入院させて専門的な医療の給付を行う（所得に応じて一部自己負担金あり）とともに、その間に必要な日用品と学校教育を受けるのに必要な学用品の給付を行っている。

給付実績

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
給付認定者数(人)	0	0	0

○妊娠高血圧症候群等の医療費助成

妊娠高血圧症候群及びその関連疾患、糖尿病及び妊娠糖尿病、貧血、産科出血、心疾患で入院医療を必要とする妊産婦に、その療養に要する医療費を助成している（ただし食事代は自己負担）。

対象要件（①又は②）

- ①前年分総所得税額が30,000円以下の世帯に属するもの
 ②入院見込み期間が26日以上のもの

助成実績

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
給付認定者数(人)	4	2	1

○小児慢性特定疾病の医療費助成

小児慢性特定疾病にかかった18歳未満の児童（18歳に達した時点で既に医療券の交付を受けていて、引き続き医療を受ける場合は20歳に達するまで）に対して、入院・通院に要した医療費（医療保険を適用した自己負担額）を助成する。

※令和3年度まで東京都が実施。令和4年度より、中野区に児童相談所が設置されたことに伴い、事務が移管された。

対象疾患 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、先天異常、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患

事業実績

年度	受理件数	内訳		給付件数（件）
		新規	更新	
令和4年度	370	233	137	2,002
令和5年度	185	27	158	2,193
令和6年度	188	33	155	2,271

※令和4年度の受理件数及び内訳（新規）には、東京都からの移管時の認定分 209 件を含む。

○小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

在宅での生活に日常生活用具が必要な小児慢性特定疾病児童に必要な用具の給付を行う。

給付実績

年度	給付認定者数 （人）	給付件数（延件数）		
		吸引器・吸入器	パルスオキシメーター	ネブライザー
令和4年度	0	0	0	0
令和5年度	1	0	0	0
令和6年度	2	0	2	0

※令和5年度の給付はストーマ装具のため、給付件数からは除いている。

○中等度難聴児発達支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対し、言語獲得の促進、よりよいコミュニケーションの確保を目的として、補聴器の購入に要する費用の一部を助成する。

助成実績

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定者数（人）	1	2	5

○保健指導票の交付

経済的理由により、保健指導を受けるのが困難な妊産婦・乳児に対して、委託医療機関において必要な検査を無料で受けられるよう保健指導票を交付する。

対象要件 ①生活保護世帯の妊産婦・乳児

②住民税非課税世帯の妊産婦・乳児

交付実績

年度	受診人員 （人）	内訳（人）		受診件数 （件）	内訳（件）	
		妊産婦	乳児		妊産婦	乳児
令和4年度	5	3	2	6	4	2
令和5年度	12	9	3	8	5	3
令和6年度	9	5	4	9	5	4

○特定不妊治療費（先進医療）助成事業

東京都特定不妊治療費（先進医療）助成事業の承認決定を受けている夫婦に対し、保険診療の特定不妊治療と併せて実施された先進医療に係る医療費の一部について助成する。

助成実績

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助成件数（件）	747	112	65

※令和4年度および令和5年度の助成件数は、特定不妊治療に対する保険適用開始前に実施していた、中野区特定不妊治療費助成事業の助成実績。

○不妊検査等助成事業

東京都不妊検査等助成事業の承認決定を受けている夫婦に対し、医療費（文書料等を除く）の一部について助成する。

助成実績

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助成件数（件）	162	89	97

事業開始 自立支援医療（育成医療）給付 昭和29年（平成12年4月1日より東京都から事務移管）
養育医療給付 昭和33年
療育給付 昭和34年（平成12年4月1日より東京都から事務移管）
妊娠高血圧症候群等の医療費助成 昭和39年
小児慢性特定疾病の医療費助成 昭和48年（令和4年4月1日より東京都から事務移管）
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業 平成23年
保健指導票の交付 昭和24年
中等度難聴児発達支援事業 平成26年1月
特定不妊治療費（先進医療）助成事業 令和6年4月
不妊検査等助成事業 平成31年4月

根拠法規 養育医療給付：母子保健法第20条、中野区母子保健法施行規則
中野区未熟児養育事業実施要綱
自立支援医療（育成医療）給付：障害者総合支援法第6条、中野区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行細則、中野区自立支援医療（育成医療）事業実施要綱
療育給付：児童福祉法第20条、中野区療育給付事業実施要綱
妊娠高血圧症候群等の医療費助成：中野区妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱
小児慢性特定疾病の医療費助成：中野区小児慢性特定疾病医療費支給事業実施要綱
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業：中野区小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱
中等度難聴児発達支援事業：中野区中等度難聴児発達支援事業実施要綱
保健指導票の交付：母子保健法第10条、中野区母子保健法施行規則
特定不妊治療費（先進医療）助成事業：中野区特定不妊治療費（先進医療）助成金交付要綱
不妊検査等助成事業：中野区不妊検査等助成金交付要綱

1-3-5 妊婦健康診査

○妊婦健康診査

全妊婦を対象に 14 回分の妊婦健康診査受診票を交付、一定金額を上限として助成する。

《健康診査の内容》

初 回	問診・体重測定・血圧測定・尿検査（糖・蛋白定性）・血液検査・血液型（ＡＢＯ型、 Ｒｈ（Ｄ）型）・貧血・血糖・不規則抗体・ＨＩＶ抗体（平成 28 年度～）・梅毒血清 反応検査・Ｂ型肝炎（ＨＢｓ 抗原検査）・Ｃ型肝炎（平成 30 年度から初回に変更）・ 風疹抗体価検査
2 回目以降	問診・体重測定・血圧測定・尿検査・保健指導に加えその他選択項目（貧血・クラミ ジア抗原・ＨＴＬＶ－１抗体・経膈超音波・血糖・Ｂ型溶連菌・ＮＳＴ）から 1 項目
超音波検査	4 回
子宮頸がん検診	1 回

令和 6 年度妊婦健康診査受診状況

（単位：件）

区分	受診票発行数 （里帰りは申請人 数）	延受診者数	内 訳			
			妊婦健診	妊婦健診	超音波 検査	子宮頸が ん検診
			1 回目	2 回目以降		
受診件数（受診票使用）	2,598	37,507	2,453	24,356	8,323	2,375
里帰り等妊婦健康診査助成	429	2,227	22	2,053	133	19
合計受診件数	3,027	39,734	2,475	26,409	8,456	2,394

○妊産婦歯科健康診査

むし歯や歯肉炎等になり患しやすいと言われる妊産婦に対し、歯科健康診査を委託医療機関で実施し、妊産婦の歯科衛生の向上を図る（受診期間出産後 1 年後まで）。

妊産婦歯科健康診査受診状況

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
受診票発行数（件）	2,631	2,585	2,598
受診者数（人）	788	768	802

事業開始 妊婦超音波検査 平成 8 年 10 月

妊婦子宮頸がん検診 平成 28 年 4 月

妊婦歯科健康診査 昭和 55 年 7 月

根拠法規 母子保健法第 13 条、中野区妊婦健康診査実施要綱、中野区妊産婦歯科健康診査実施要綱
中野区里帰り等妊婦健康診査助成要綱

1-3-6 乳幼児健康診査委託

月齢や年齢に応じた健康診査を実施、発育・発達のチェックを行うとともに、疾病や障害の早期発見・早期治療に結びつける。健康診査の結果に応じて、保健・栄養指導を実施するほか、医療機関での治療等を勧奨する。

※平成23年度より、乳幼児健診は子ども教育部と地域支えあい推進部（各すこやか福祉センター）で分担して実施している。

- 1 子ども教育部 医療機関への健診委託事務（乳幼児精密健康診査、6か月児・9か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査（一部））
- 2 地域支えあい推進部各すこやか福祉センター すこやか福祉センターで実施する健診（3か月・3歳児健診）及び医療機関で実施する健診の結果や未受診者の管理等

○乳幼児精密健康診査実施状況

健康診査の結果、診断の確定のために精密な検査の必要があると判断された者に対し、専門医療機関の協力を得て精密検査を行い、健診の強化を図っている。

事業実績

（単位：人）

年度	受診者数	内訳		
		乳児	1歳6か月児	3歳児
令和4年度	11	6	0	5
令和5年度	4	2	0	2
令和6年度	1	1	0	0

○6か月児・9か月児健康診査

6か月児（対象6～7か月児）及び9か月児（対象9～10か月児）の乳児を対象に、契約医療機関で健康診査を実施している。

6か月児健康診査

年度	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（％）
令和4年度	2,356	2,150	91.3
令和5年度	2,252	2,057	91.3
令和6年度	2,163	1,989	92.0

9か月児健康診査

年度	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（％）
令和4年度	2,356	2,124	90.2
令和5年度	2,252	2,012	89.3
令和6年度	2,163	1,916	88.6

○1歳6か月児健康診査

1歳6か月児を対象に、契約医療機関にて1歳6か月児健康診査を実施している。

事業実績

年度	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（％）
令和4年度	2,225	2,061	92.6
令和5年度	2,183	2,050	93.9
令和6年度	2,082	2,000	96.1

○1歳6か月児歯科健康診査

1歳6か月児を対象に、契約医療機関にて1歳6か月児歯科健康診査及びフッ化物塗布を実施している。

事業実績

年度	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（％）
令和4年度	2,225	1,785	80.2
令和5年度	2,183	1,810	83.0
令和6年度	2,082	1,717	82.5

○3歳児健康診査

すこやか福祉センターで実施する3歳児健康診査を受診できなかった者を対象に、3歳児健康診査を実施している。令和2年度から契約医療機関に委託している。

事業実績

年度	対象者数（人）	延受診者数（人）	内訳			受診率（％）
			スポットビジョンスクリーナーあり	スポットビジョンスクリーナーなし	スポットビジョンスクリーナーのみ	
令和4年度	309	195	170	22	3	63.1
令和5年度	331	153	146	7	0	46.2
令和6年度	296	140	124	16	0	47.3

○3歳児歯科健康診査

3歳児を対象に、3歳児歯科健康診査及びフッ化物塗布を実施している。令和2年度から契約医療機関に委託している。

事業実績

年度	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（％）
令和4年度	2,114	1,660	78.5
令和5年度	2,049	1,523	74.3
令和6年度	2,058	1,541	74.9

○5歳児歯科健康診査

乳歯から永久歯に生えかわる時期である5歳児（年度内に5歳になる児童）を対象に指定歯科医療機関での健康診査及びフッ化物塗布を実施し、むし歯予防及びかかりつけ歯科医定着を推進する。

5月～11月を受診期間としている。

事業実績

（単位：人）

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数	2,135	2,070	2,021
受診者数	1,017	1,019	1,003

○新生児聴覚検査

新生児の聴覚に関する異常の早期発見・早期治療を図り、聴覚障害による音声言語の発達への影響を最小限に抑えるため、妊婦健康診査受診票とともに、新生児聴覚検査受診票を交付、一定額を上限として検査費用を助成する。

事業実績

（単位：人）

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診票使用	1,823	1,673	1,705
還付申請	335	332	314
合 計	2,158	2,005	2,019

○出産前及び出産後小児保健指導事業

妊娠中又は出産後3か月未満の妊産婦が、区内の契約医療機関（小児科医）に育児に関する相談をすることにより、妊産婦の育児の不安の軽減を図り、早期からの子どものかかりつけ医づくりにつなげる。

事業実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数（件）	525	489	433

事業開始 6か月児健康診査 昭和47年10月

9か月児健康診査 昭和49年10月

1歳6か月児健康診査 昭和52年

3歳児健康診査 昭和36年

出産前及び出産後小児保健指導 平成15年

5歳児歯科健康診査 平成25年7月

新生児聴覚検査 平成31年4月

根拠法規 母子保健法第12条、第13条

中野区妊婦・乳幼児精密健康診査実施要綱、中野区6か月児・9か月児健康診査実施要綱

中野区出産前及び出産後小児保健指導実施要綱、中野区乳幼児健康診査実施要綱

中野区新生児聴覚検査実施要綱、中野区5歳児歯科健康診査実施要綱

1-4 子ども・子育て支援

1-4-1 ひとり親家庭支援

○母子家庭等自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父が、就業につながる能力開発のために教育訓練指定講座を受講した場合、教育訓練給付金を支給し、自立を支援する。

1 対象者 次の全ての要件を満たす者

- (1) 区内在住の母子家庭の母及び父子家庭の父で、20歳未満の子どもを養育している者
- (2) 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者
- (3) 教育訓練講座を受講することが、適職に就くために必要と認められる者
- (4) 過去に本事業を利用していない者

2 対象講座 (1) 雇用保険法の一般教育訓練指定講座

(2) 雇用保険法の特定一般教育訓練指定講座

(3) 雇用保険法の専門実践教育訓練指定講座

(4) 就業に結び付く可能性の高い講座で国が別に定めたもの

3 給付金額 (1) 一般教育訓練指定講座または特定一般教育訓練指定講座に本人が支払った入学料及び受講料の60%相当額(上限20万円、下限12,001円)を受講後に支給

(2) 専門実践教育訓練指定講座に本人が支払った入学料及び受講料の60%相当額(上限40万円×修行年数上限4年、下限12,001円)を受講後に支給。また、指定講座終了した日の翌日から1年以内に資格を取得し、かつ就職等をした場合、入学料及び受講料の25%を追加支給(上限60万円×修行年数上限4年、下限12,001円)。

(3) 雇用保険法による教育訓練給付金の対象となる者は、3(1)(2)の額から雇用保険法による教育訓練給付金の支給額を差し引いた額を支給

4 申請方法 教育訓練を申込む前に、事前相談により対象講座の指定を行ったうえで、教育訓練を開始する。訓練終了後、給付金の支給申請を行う。

事前相談、給付金等申請ともに区役所3階子ども総合窓口

給付実績

年 度	給付件数	講 座 内 容
令和4年度	2	介護福祉士実務者研修、介護職員初任者研修
令和5年度	1	介護職員初任者研修
令和6年度	2	社会福祉士短期養成課程、webデザイナー総合コース

○母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭の母及び父子家庭の父が就業に結び付きやすい資格を取得するため、養成機関において修業する場合、高等職業訓練促進給付金等を支給することで、修業期間中の経済的な負担の軽減と、資格取得後の経済的自立を促進する。

1 対象者 次の全ての要件を満たす者

- (1) 区内在住の母子家庭の母及び父子家庭の父で、20歳未満の子どもを養育している者
- (2) 児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準の者(当該要件を満たさないこととなった日か

ら 1 年を超えない日までの間にある者を含む。)

- (3) 養成機関において 6 カ月以上の養成課程を修業し、資格の取得が見込まれる者
- (4) 訓練・生活支援給付金等、訓練促進給付金と趣旨を同じくする給付金を受けていない者
- (5) 就業または、育児と修業の両立が困難な者
- (6) 過去に本事業を利用していない者

2 対象資格

- ①看護師 ②准看護師 ③介護福祉士 ④保育士 ⑤理学療法士
- ⑥作業療法士 ⑦保健師 ⑧助産師 ⑨理容師 ⑩美容師
- ⑪歯科衛生士 ⑫社会福祉士 ⑬製菓衛生師 ⑭調理師 ⑮シスコシステムズ認定資格
- ⑯LPⅠ認定資格 ⑰その他区長が特に認める資格

3 給付期間 6 カ月以上の養成機関で修業する場合 6 カ月以上 4 年まで

4 申請方法 職業訓練開始前に事前相談が必要。
修了支援給付金については、職業訓練修了後 30 日以内。
いずれも、申請は区役所 3 階子ども総合窓口

給付金額

高等職業訓練 促進給付金	住民税非課税世帯	月額	100,000 円 (最終学年は 140,000 円)
	住民税課税世帯	月額	70,500 円 (最終学年は 110,500 円)
修了支援給付金	住民税非課税世帯		50,000 円
	住民税課税世帯		25,000 円

支給実績

年 度	給付人数 (人)	延支給月数 (か月)	対象資格
令和 4 年度	8	87	看護師 3、理学療法士 1、養護教諭 1、 保健師 1、保育士 1、鍼灸マッサージ師 1
令和 5 年度	6	56	看護師 2、保健師 1、保育士 1、社会福祉士 1、 LPⅠ認定資格 1
令和 6 年度	8	74	看護師 2、LPⅠ認定資格 1、鍼灸マッサージ師 1、 歯科衛生士 1、准看護師 1、Web クリエイター能力認定資格 1、美容師 1

事業開始 母子家庭等自立支援教育訓練給付金 平成 18 年 4 月

母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業 平成 20 年 8 月

根拠法規 中野区母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

中野区母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱

○養育費に関する公正証書等作成支援事業

養育費の取り決めに関する公正証書等の作成手数料や、家庭裁判所への申し立てに係る費用を補助することで、養育費の取り決めを促進する。

- 1 対象者 18歳（高校3年生等）までの子を養育している区内在住のひとり親で次の要件をすべて満たす方
 - （1）養育費の取り決めの対象となる子と同居していること
 - （2）養育費の取り決めに係る公正証書や離婚調停等を所有していること
 - （3）養育費の取り決めに係る費用を負担していること
 - （4）過去に養育費確保支援を目的とした補助金の交付を受けていないこと
- 2 対象経費
 - （1）公証人手数料令に定められた公証人手数料
 - （2）養育費取り決めに係る家庭裁判所の調停申立て及び裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用の郵便切手代
- 3 補助額 負担している対象経費の額（上限20,000円）
- 4 給付方法 申請前に区役所3階子ども総合窓口にて事前相談が必要。公正証書等の文書作成日から6か月以内のものが対象。

事業実績

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給決定件数	5	9	10

事業開始 養育費確保支援事業 令和4年8月

根拠法規 中野区養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付要綱

○養育費に関する裁判外紛争解決手続（ADR）利用促進支援事業

養育費の取り決めに関する裁判外紛争解決手続（ADR）を利用した際にかかった費用を補助することで、養育費の取り決めを促進する。

- 1 対象者 18歳（高校生3年生等）までの子を養育している区内在住のひとり親で次の要件をすべて満たす方
 - （1）養育費の取り決めの対象となる子と同居していること
 - （2）養育費に係る取り決めを行うため、裁判外紛争解決手続（ADR）を利用していること
 - （3）養育費の取り決めに関する裁判外紛争解決手続（ADR）の費用を負担していること
 - （4）過去に養育費確保支援を目的とした補助金の交付を受けていないこと
- 2 対象経費
 - （1）裁判外紛争解決手続（ADR）に係る申込料及び依頼料に相当する費用
 - （2）1回目の調停期日に係る費用
（認証ADR事業者が用意する場所以外の場所で調停を行う場合における当該場所の賃借費用、交通費その他実費は除く）
- 3 補助額 負担している対象経費の額（上限20,000円）
- 4 給付方法 申請前に区役所3階子ども総合窓口にて事前相談が必要。ADRの1回目の調停期日の翌日から6か月以内のものが対象。

事業実績

	令和5年度	令和6年度
支給決定件数	0	0

事業開始 養育費の取決めに関する裁判外紛争解決手続（ADR）利用促進補助金交付事業 令和5年4月
 根拠法規 中野区養育費の取り決めに関する裁判外紛争解決手続（ADR）利用促進補助金交付要綱

○中野区ひとり親家庭住宅支援補助金交付事業

区内在住のひとり親家庭の転居に係る初期費用等の一部を補助することにより、ひとり親家庭の住まいの確保を図り、もって安定的な生活の基礎づくりを支援する。

1 対象者 18歳（高校生3年生等）までの子を養育している区内在住のひとり親または実質ひとり親（離婚協議中であることを明らかにすることができる書類を有する者）で次の要件をすべて満たす方

- （1） 次のいずれかの理由により新たな住居に住み替える必要がある者
 - ・ 離婚に向けた協議に進展等があること。
 - ・ 住居の取り壊し等に伴い1年以内の退去を求められていること。
 - ・ 児童の成長等により養育環境に変化があること。
- （2） 区内に引き続き1年以上居住していること。
- （3） 民間賃貸住宅に転居し、対象経費を自ら負担していること。
- （4） 申請日から1年間の収入の見込額が、収入限度額に満たないこと。
- （5） 母子生活支援施設を利用していないこと。
- （6） 生活保護法による保護を受けていないこと。
- （7） 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

2 対象経費

- （1） 引越にかかる費用
- （2） 民間賃貸住宅の賃貸借契約に係る礼金
- （3） 仲介手数料及び前払い家賃

3 補助額 負担している対象経費の額（上限300,000円）

4 給付方法 不動産会社への賃貸借契約の申込（引越および賃貸借契約の締結前）よりも前に区役所3階子ども総合窓口にて事前相談が必要。

事業実績

	令和6年度
支給決定件数	3

事業開始 中野区ひとり親家庭住宅支援補助金交付事業 令和6年5月
 根拠法規 中野区ひとり親家庭住宅支援補助金交付要綱

1-4-2 母子生活支援施設運営

生活・就労・教育・住宅等の解決困難な問題を抱える18歳未満の子どもを養育している母子世帯に対し、専用の施設で養育支援や家庭運営支援、就労支援など将来の自立に向けた支援を行う児童福祉法に定められ

た児童福祉施設。

○母子生活支援施設運営

- 1 実施施設 中野区母子生活支援施設（中野区さつき寮）
- 2 管理運営 社会福祉法人東静会が、指定管理者（令和7～11年度）として管理運営
- 3 施設概要 鉄筋コンクリート造3階建、延床面積1,750.52㎡
居室（1DK）17室、居室（2DK、障害者対応）2室、事務室、静養室、面会室2室
保育室、学習室、図書コーナー、集会・遊戯室、職員休憩室、
ショートステイ室、トワイライトステイ室

職員体制 令和7年（2025年）4月1日現在 （単位：人）

施設長	母子支援員	少年指導員	保育士	調理員	その他
1	2	2	1	1	4

※上記のほか、心理療法担当等の非常勤職員を配置

○母子保護の実施 入所定員19世帯（平成26年度まで20世帯）

- 1 母子保護
 - （1）安定した生活のための居室の提供
 - （2）母子支援員による自立支援、就労支援
 - （3）少年指導員による子どもの学習指導、進路等の相談
 - （4）保育室を設けての乳幼児の保育
 - （5）母の養育等の相談、助言
 - （6）退所後の母子に対する相談等のアフターケア
- 2 母子及び被虐待児等に対するカウンセリング及び個別対応
- 3 入所者の健康管理（健康診断の実施）
- 4 関係機関との連携
福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童相談所、子ども・若者支援センター、すこやか福祉センター、母子福祉団体、公共職業安定所、児童が通園・通学する学校等の関係機関と連携して、入所者の保護及び生活支援を行う。
- 5 特別区間広域利用
区の福祉事務所等が他区の特別区立母子生活支援施設での母子保護が必要と判断したとき、また、他区の福祉事務所等が中野区母子生活支援施設での母子保護が必要と判断したとき、特別区立間での母子生活支援施設相互利用を行う。

入・退所世帯等の状況

年 度	延入所世帯数(世帯)	延入所人数(人)	年度当初世帯数(世帯)	新規入所世帯数(世帯)	退所世帯数(世帯)	年度末世帯数(世帯)
令和4年度	86	200	10	3	7	6
令和5年度	124	300	6	12	2	16
令和6年度	176	409	16	5	3	18

○子育て支援等事業の受託

1 子どもショートステイ・トワイライトステイ

(詳細は、「Ⅶ子ども・若者相談課 1-2-3 養育支援サービス」参照)

2 子育て電話相談事業

24 時間対応という児童福祉施設の特性を活かし、子育てに関する相談に応じる。

○相談受付時間 通年の午前 7 時～午後 10 時

3 母子家庭等に対する緊急一時保護事業

区内在住の緊急に保護を要する母子家庭、母子及び女子を一時的に保護する。

○利用期間 13 泊 14 日まで

4 母子等一体型ショートケア事業

見守りが必要な母子等が一時的に施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談並びに必要な育児指導、家事指導等の生活支援を受けることで、母子等の福祉の向上を図る。

○利用期間 原則 1 回 7 日まで

子育て電話相談事業実績

(単位：件)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
受付総数	162	142	106

母子家庭等に対する緊急一時保護事業実績

年 度	延べ泊数 (泊)	利用人数 (人)
令和 4 年度	42	13
令和 5 年度	13	10
令和 6 年度	35	7

母子等一体型ショートケア事業実績

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
延べ泊数	36	52	4

事業開始 母子保護 昭和 40 年 4 月 東京都から中野区へ事務移管

子育て電話相談事業 平成 16 年度開始

母子家庭等に対する緊急一時保護事業 平成 27 年度開始

母子等一体型ショートケア事業 令和 2 年度開始

根拠法規 児童福祉法

中野区児童福祉法施行規則

中野区母子生活支援施設条例

中野区母子生活支援施設条例施行規則

中野区母子生活支援施設入所及び費用徴収事務取扱要綱

中野区母子生活支援施設子育て電話相談事業実施要綱

中野区母子家庭等に対する緊急一時保護事業実施要綱

中野区母子等一体型ショートケア事業実施要綱

1-4-3 子どもの貧困対策

○学習支援事業（しいの木塾）

平成 27 年度より、生活困窮者自立支援法に基づき、低所得世帯の小学校 6 年生及び中学校 1 ～ 3 年生に対して学習支援を行っている。なお対象学年について、令和 5 年度より小学 5 年生を追加、令和 6 年度より小学 4 年生を追加している。小学生は学習意欲の向上と学習習慣の定着を図り、中学生は希望する高等学校等への進学を目標としている。

事業実績

（単位：人）

		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
小学生	受講決定者数	60	143	212
	最終利用者数	55	133	179
中学生	受講決定者数	246	238	252
	最終利用者数	207	194	199

根拠法規 中野区生活困窮世帯学習支援事業実施要綱

○中野区子ども食堂運営助成金

主に家庭の事情により生活に課題を抱える地域の子どもたちへの食事及び交流の場を提供する地域団体にに対し当該取組に係る経費を助成することにより、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援する。また、支援の必要な子どもの早期発見及び早期対応ができるよう関係機関との連携を図り、もって子どもたちが安心して健やかに過ごせる地域を形成することを目的とする。

実施事業数

令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
20	25	24

根拠法規 中野区子ども食堂運営助成金交付要綱

○中野区高等学校等入学支援金

経済的な困難を抱える家庭に対し、多額の費用がかかる高等学校等への入学準備について支援金を支給することで、進学に対する経済的な負担や不安を軽減し、子どもと子育て家庭の希望に応じた進学の支援を図ることを目的とする。

1 対象者 次の全ての要件を満たす者

（１）基準日において、対象生徒を養育し、及び対象生徒と生計を同じくする者であること。

（２）基準日において次に掲げる要件の全てを満たす世帯に属すること。

ア 対象生徒が属する世帯であること。

イ 児童扶養手当の支給を受ける者又は当該基準日の属する会計年度分の市町村民税（特別区民税を含む。）が課税されていない者が属する世帯であること。

ウ 生活保護世帯でないこと。

（３）基準日から申請の日まで引き続いて区の住民基本台帳に記録されている者であること。

（４）（３）にかかわらず、配偶者からの暴力を受けたことその他の理由により特に必要

と認める者で、（１）及び（２）に掲げる要件を満たす者

２ 支給金額 対象生徒１人あたり 80,000 円

支給実績（単位：人）

令和６年度
146

根拠法規 中野区高等学校等入学支援金支給事業実施要綱